## 口座振替規定

- 1. 貴行に請求書が送付されたときは、 私に通知することなく、請求書記載金 額を預金口座から引落しの上支払って ください。
  - この場合、預金規定または当座勘定 規定にかかわらず、預金通帳、同払戻 請求書の提出または小切手の振出しは しません。
- 2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻することのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- 3. この契約を解約するときは、私から 貴行に書面により届出ます。

なお、この届出がないまま長期間に わたり会社から請求がない等相当の事 由があるときは、とくに申出をしない 限り、貴行はこの契約が終了したもの として取扱ってさしつかえありません。

- 4. この預金口座振替についてかりに紛 議が生じても、貴行の責めによる場合 を除き、貴行には迷惑をかけません。
- 5. (1) この規定の各条項その他の条件は、 金融情勢その他の状況の変化、その他 相当の事由があると認められる場合 には、当行ウェブサイトへの掲載に よる公表その他相当の方法で周知 することにより、変更できるものと します。
  - (2) 前項の変更は、公表等の際に定める 適用開始日から適用されるものと します。

以上